

PCT

特許協力条約(PCT)に基づく 国際出願制度

PCT国際出願制度をご存じですか？

- 海外で特許権を取得するにはどんな方法があるの？
- PCT国際出願のメリットって？
- 手続きの流れは？
- お金はどのくらいかかるの？

➡ こんな疑問にお答えします！



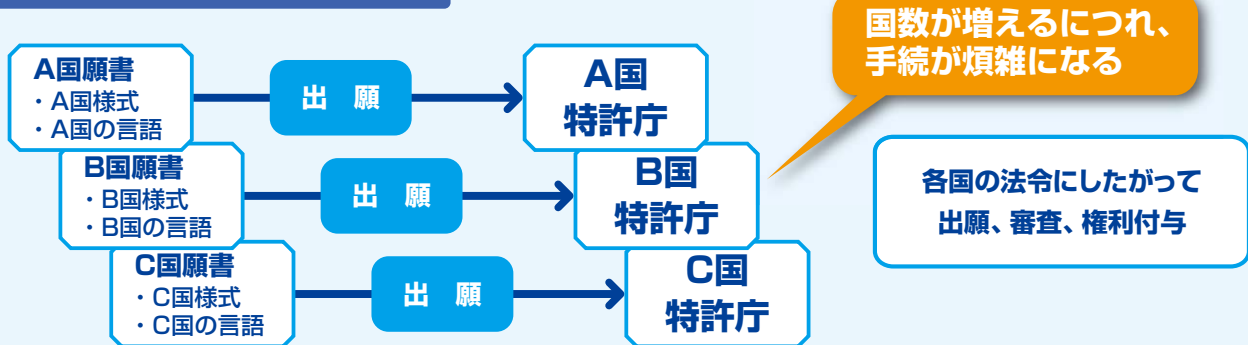
特許庁

海外で特許権を取得するためには

ある発明に対して特許権を付与するか否かの判断は、各国がそれぞれの特許法に基づいて行います。したがって、特定の国で特許を取得するためには、その国に対して直接、特許出願を行う必要があります。

しかし、近年は、経済と技術のグローバル化を背景として、以前にも増して、多くの国で製品を販売したい、模倣品から自社製品を保護したい、などの理由から特許を取りたい国の数が増加する傾向にあります。同時に、そのすべての国に対して個々に特許出願を行うことはとても煩雑になってきました。また、先願主義のもと、発明は、一日も早く出願することが重要です。しかし、出願日を早く確保しようとしても、すべての国に対して同日に、それぞれ異なった言語を用いて異なった出願書類を提出することは困難です。

出願の流れ（直接出願）



特許協力条約（PCT）に基づく国際出願とは

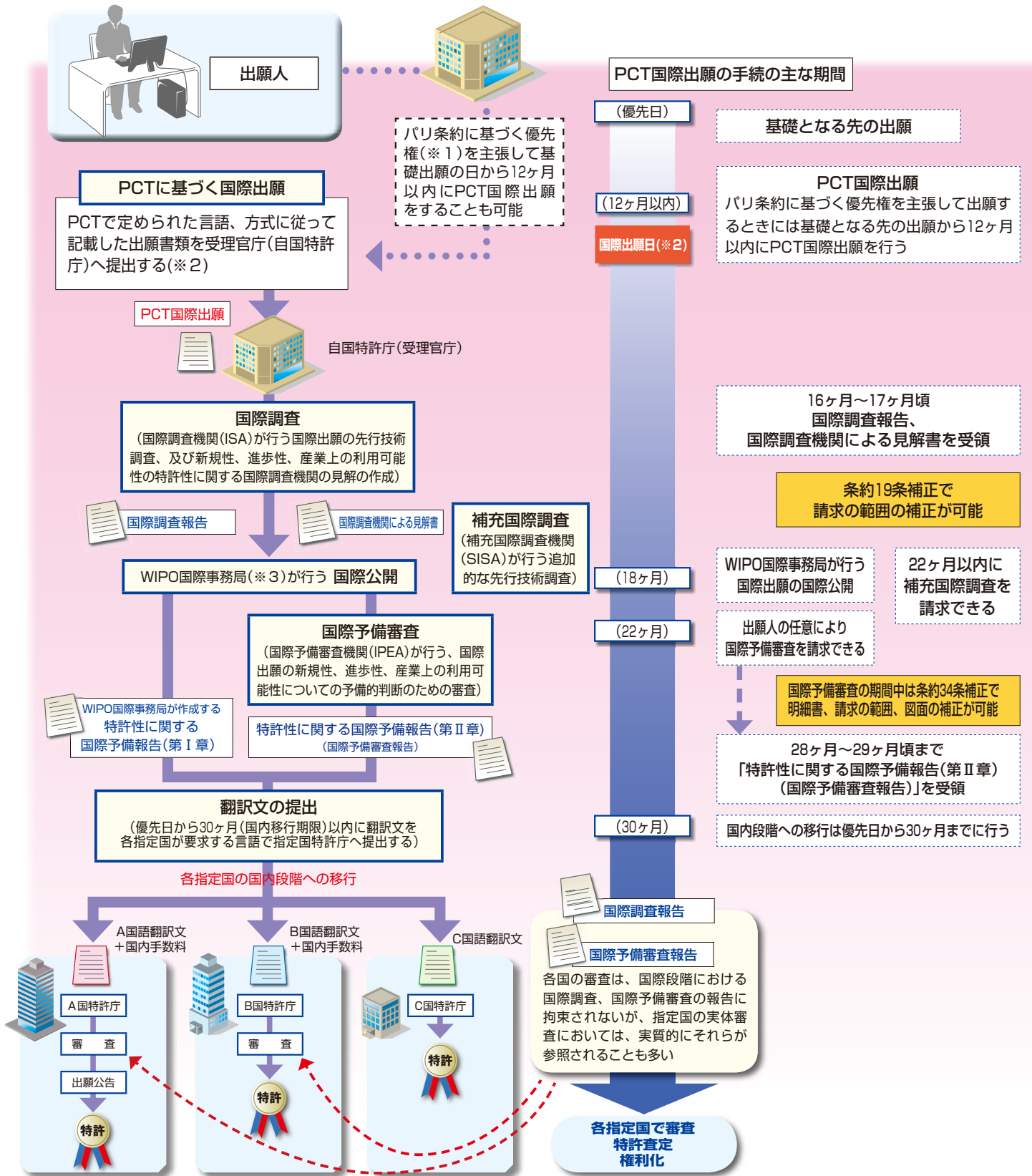
特許協力条約（PCT）（※）に基づく国際出願（以下、PCT国際出願）は、直接出願の煩雑さ、非効率さを改善するために設けられた国際的な特許出願制度です。PCT国際出願では、国際的に統一された出願書類をPCT加盟国である自国の特許庁に対して特許庁が定めた言語で作成し、1通だけ提出すれば、その時点で有効なすべてのPCT加盟国に対して「国内出願」を出願することと同じ扱いを得ることができます。

（※）PCT：Patent Cooperation Treaty（特許協力条約）

出願の流れ（PCT国際出願）



PCT国際出願の流れ



- (※1) パリ条約に基づく優先権とは、パリ条約に加盟しているある国(A国)において特許出願した者が、その特許出願に係る発明と同一の発明について他のパリ条約の加盟国(B国)に特許出願をする場合、A国への特許出願からB国への特許出願の日までの期間が12ヶ月以内であれば、新規性、進歩性等の判断に関し、B国への特許出願はA国への特許出願の日においてしたと同様の取扱いを受ける権利のことです。
- (※2) PCT国際出願(国際段階)の手続においては、特許庁に書類が到達した日が特許庁が受理した日(書類の提出日)となります。
- (※3) WIPO国際事務局とは、世界知的所有権機関(WIPO)に設置されたPCT国際出願制度を統括する事務局のことです。

PCT国際出願に必要な費用（2018年8月現在）

試算条件

- オンライン出願（出願書類50枚／請求項の数12）
- 日本語出願
- 日本国特許庁が国際調査を行う。
- 日本へ国内移行して、出願審査請求を行う。

日本国特許庁へPCT国際出願をする場合

PCT国際出願時の支払額 **233,100円**

国際出願手数料	153,100円（以下計算後の額） （①国際出願の用紙の枚数が30枚まで：153,800円+②30枚を超える用紙1枚につき1,700円×20枚分：34,000円-③オンライン出願による減額：34,700円）
送付手数料	10,000円
調査手数料	70,000円

※国際予備審査請求（任意）を行った場合、
以下手数料が国際出願時の支払額以外に別途必要になります。
・予備審査手数料 26,000円
・取扱手数料 23,100円

PCT国際出願を日本に国内移行する場合

- ・ 国内手数料 14,000円
- ・ 審査請求料（日本国特許庁が国際調査を行った場合）
71,000円+（請求項の数12×2,400円）：99,800円

※いずれも代理人費用等の諸費用は含まれていません。
※他国へ国内移行する場合は、各国の国内手数料に加え、現地代理人費用、翻訳費用等が必要になります。
※権利を発生させる場合は、特許料の納付が必要です。

◎最新の料金情報は特許庁ホームページをご確認ください。

国際出願関係手数料



産業財産権関係料金一覧



PCT国際出願にかかる手数料の軽減・交付金

中小ベンチャー企業、小規模企業等が日本語でPCT国際出願を行う場合、**「①調査手数料・②送付手数料・③予備審査手数料」が1/3に軽減**されます（産業競争力強化法に基づく特許料等の軽減措置）。

また、PCT国際出願にかかる手数料のうち、**「④国際出願手数料・⑤取扱手数料」については、手数料自体を軽減するのではなく、手数料全額納付後に交付申請に基づき納付した金額の2/3に相当する額を交付**します（国際出願促進交付金）。

※上記制度は、その対象者の拡大等を含めた見直しを検討しています（2019年4月を予定）。

◎詳細は特許庁ホームページをご覧ください。

国際出願手数料 軽減



国際出願 交付金



PCT国際出願の特徴・メリット

一つの出願で
すべての加盟国でも
出願日を確保できる

PCT国際出願では国際的に統一された出願書類をPCT加盟国である自国の特許庁に対して1通だけ提出すれば、すべてのPCT加盟国に対して国内出願をしたことと同じ扱いを受けることができます。つまり、そのPCT国際出願に与えられた国際出願日は、すべてのPCT加盟国における国内出願の出願日となります。

簡素な出願・手続

PCT国際出願に関するほとんどの手続は、自国の言語で自国の特許庁に対して提出でき、その効果はすべてのPCT加盟国に及びます。そのため、各国言語で各国へ手続を行う直接出願に比べて手続が容易で効率的です。

特許性判断のための
調査結果の早期取得

すべてのPCT国際出願は、その発明に関する先行技術があるか否かを調査する「国際調査」の対象となります。先行技術調査が困難な分野でも、国際公開、各国への国内移行の前に国際調査の結果を取得することができ、自分の発明の評価をするための有効な材料として利用することができます。

優先日から
30ヶ月の猶予期間

権利を取得したい国に手続を進める（国内移行する）か否かは優先日から30ヶ月以内（一部例外あり）に判断すればよいので、市場動向の変化や技術の見極めなどによって、それぞれの国に対する国内移行の要否をじっくり検討することができます。もちろん、30ヶ月を待たずに早期に国内移行することも可能です。

グローバルな企業活動を支えるPCT

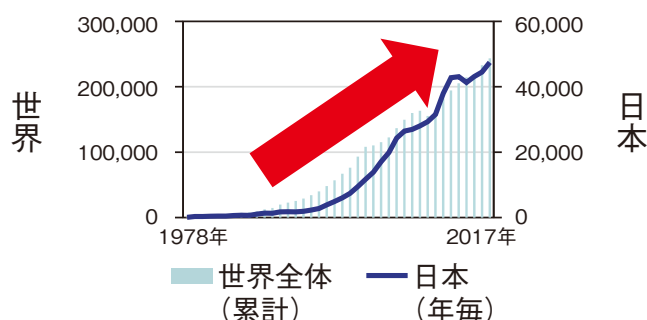
企業活動のグローバル化に伴って、世界のPCT国際出願件数は増加を続け、2016年には世界で累計300万件を突破しました。その中でも日本からのPCT国際出願件数は現在世界第3位であり、世界全体の件数の約20%を占めています。

また、特許協力条約（PCT）は2018年1月24日に発効から40周年を迎えました。条約発効時には18ヶ国にすぎなかった加盟国数も、2018年8月時点で152ヶ国に達し、今ではほとんどの国でPCT国際出願制度を利用することができます。



(出典)WIPOホームページ

PCT国際出願件数の推移



PCT国際出願に関するお問い合わせ

■特許庁 代表 ☎03-3581-1101

■日本からの国際出願手続について

出願課国際出願室 受理官庁担当 内線番号2643

http://www.jpo.go.jp/seido/kokusai/kokusai_shutugan1/shutugantetuzuki/index.html



■日本への国内移行手続について

審査業務課方式審査室 指定官庁担当 内線番号2644

■国際出願の制度全般について

出願課国際出願室 企画調査班 内線番号2642

http://www.jpo.go.jp/seido/s_tokkyo/kokusai1.htm



■PCT加盟国や条約、規則等の最新情報について

国際政策課 国際出願企画班 内線番号2576

■PCT出願人の手引き (PCT Applicant's Guide)

WIPOのHPでは、国際段階・国内段階における手続の一般情報のほか、各加盟国の詳細な情報が日本語で提供されています。

<http://www.wipo.int/pct/ja/appguide/index.jsp>

※最新情報は英語版をご確認ください。



説明会のご案内

■知的財産権制度説明会 (実務者向け)

毎年秋頃、PCT出願に関する講義を開催しております。

開催情報やテキストについては、以下のページをご確認ください。

http://www.jpo.go.jp/torikumi/ibento/ibento2/chizai_setumeikai.htm



地域・中小企業等に対する支援情報 (海外関連)

■海外知的財産プロデューサー

海外進出 (展開) における知財面の課題について、ビジネスプランに合わせてアドバイスします。

独立行政法人 工業所有権情報・研修館 海外展開知財支援窓口

☎03-3581-1101 (内線番号3823) E-mail: ip-sr01@inpit.go.jp

<https://faq.inpit.go.jp/gippd/service/>



■中小企業等外国出願支援事業 (外国出願補助金)

特許庁では、ジェトロ及び都道府県中小企業センター等を通じて外国出願の費用を助成しています。

応募要領や支援内容等の詳細は、ジェトロ及び各実施センターへお問い合わせください。

■各実施センターの一覧及び連絡先

http://www.jpo.go.jp/sesaku/shien_gaikokusyutugan.htm



■ジェトロ知的財産課 外国出願デスク

☎03-3582-5642 E-mail: SHUTSUGANDESK@jetro.go.jp

https://www.jetro.go.jp/services/ip_service_overseas_appli.html



このリーフレットについてのお問い合わせ

特許庁出願課国際出願室 企画調査班

☎ 03-3581-1101 (内線番号 2642)

※地域・中小企業等に対する支援情報 (海外関連) については、上記機関に直接お問い合わせください。